

2025年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

福祉事業 出産祝金 募集要項

- 1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部
- 2 趣旨 本会福祉事業として、教弘保険加入者のお子様が誕生された際に出産祝金をお贈りします。
- 3 金額 1万円をお贈りします。(双子以上の場合でも金額は同様の1万円)
- 4 申請資格 教弘保険加入者でお子様の出生後1年以内の方。  
(退職している方でも教弘保険に加入していれば対象)

教弘保険加入者とは、ユース教弘保険／新教弘保険（A型・B型・S型・K型）／旧教弘保険（第1種・4種）のいずれかに加入されている方です。

※ご夫婦が共に教弘保険加入者の場合、それぞれが申請の対象となります。

※出生時及び祝金受領時も教弘保険にご加入いただいている必要があります。

出生後に教弘保険加入者となった場合は対象となりません。

※保険契約始期以後にお子様が誕生された場合に限りです。

- 5 申請期限 お子様の出生日から1年以内に教弘保険加入者ご本人が申請して下さい。(弘済会必着)
- 6 申請方法 ①弘済会東京支部または学校担当者に申請書を請求。  
②申請書の必要事項を全て記入の上、厳封して学校担当者または下記申請先宛へ提出。  
(FAXでの申請は不可)  
※産休(育休)中等の理由により、申請書内の所属長の証明がすぐに取得できない場合は「出生届済証明」(母子手帳の市区町村長印ページ)の写しを添付して下さい。  
※職員番号は健康保険証等でお確かめ下さい。

(申請先) 〒102-0074 千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル8階  
弘済会「出産祝金」係 宛

- 7 交付方法 概ね2か月ごとでとりまとめ、支部長が申請書を審査し交付を決定します。その後、申請者指定の金融機関口座(申請者名義)へ振り込みます。
- 8 振込通知 振込日は郵送にて申請者へお知らせします。
- 9 個人情報の取扱い  
弘済会だよりへ記載の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、申請して下さい。